

事務連絡  
令和2年4月10日

各研究機関担当者 殿

国立研究開発法人科学技術振興機構

プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について(連絡)

平素より弊機構の各種事業に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊機構では、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)の決定を受けて、下記および別紙の通り、プロジェクトの実施のために雇用された若手研究者の自発的な研究活動等を可能とする制度改善を行います。

記

1. 導入する制度

「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施」

2. 適用開始時期

令和2年4月

3. 対象事業

すべてのJST競争的研究費事業

(ただし、若手研究者の雇用経費を支出することが事業上想定されない場合を除く)

詳細(要件等)は、別紙を参照下さい。

なお、現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、これらの制度の改善及びその運用について方針等が示された場合、その適用については改めてお知らせします。

以上

JST 競争的研究費により雇用される  
若手研究者の自発的な研究活動等の実施について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 2 月 12 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>）（以下「実施方針」という。）に基づき、以下の通り、科学技術振興機構（以下「JST」という。）の所管する事業により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等を可能とする。

#### 1. 適用開始時期

令和 2 年度に実施される JST 競争的研究費（競争的資金に限らず公募により配分される全ての研究費。以下同じ。）事業において雇用される若手研究者を対象に、令和 2 年 4 月以降適用を開始する（継続研究課題含む）。

ただし、実施にあたっては、各研究機関における必要な手続を経た上で、雇用元の競争的研究費の研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）が、雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施を認めることが必要である。

#### 2. 対象事業

すべての JST 競争的研究費事業におけるプロジェクトを対象とする。  
(ただし、若手研究者の雇用経費を支出することが事業上想定されない場合を除く)

#### 3. 対象者

本実施方針の対象者は、原則として以下の全てを満たす者とする。

- (1) 委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの実施のために雇用される者（ただし、プロジェクトの研究代表者等が自らの人事費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
- (2) 40 歳未満の者（事業によって扱いが異なる場合、当該事業において別途周知する）
- (3) 研究活動を行うことを職務に含む者

なお、複数のプロジェクトで雇用される研究者についても、それぞれのエフォートの 20% を上限として活動を認める。

#### 4. 実施条件

「実施方針」に定める条件どおり、次の全ての条件を満たすこととする。

- (1) 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること

- (2) 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- (3) 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該プロジェクトに従事するエフォートの20%を上限とする）

## 5. 従事できる業務内容

「実施方針」に定める内容どおり、上記4の全ての実施条件を満たす自発的な研究活動等とする。

## 6. 実施方法

「若手研究者の募集」、「申請方法」、「活動報告」及び「活動の支援、承認取消」等の各研究機関における具体的な実施方法については、「実施方針」を踏まえ、各研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施するものとする。各研究機関における手続等を定めるに当たっては、研究者等の負担にも留意しつつ、雇用元の研究遂行に支障がないよう、また、若手研究者の自発的な研究活動等が円滑に実施されるよう、適切なエフォート管理等を行うこと。また、申請内容や活動報告内容等については、各研究機関において適切に保管すること。

各JST競争的研究費事業における適用開始時期、実施計画への反映および活動報告の方法等は、当該事業のHP等を通じて告知するのでその指示に従うこと。